

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年9月30日
【中間会計期間】	第25期中(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
【会社名】	株式会社山田クラブ21
【英訳名】	Yamada Club 21 Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成元 善一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷2丁目10番6号
【電話番号】	03-5467-0117
【事務連絡者氏名】	取締役 山本 和成
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷2丁目10番6号
【電話番号】	03-5467-0117
【事務連絡者氏名】	取締役 山本 和成
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第23期中	第24期中	第25期中	第23期	第24期
会計期間	自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年 6 月30日	自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月30日	自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月30日	自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年 12月31日	自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 12月31日
売上高 (千円)	1,132,878	1,720,842	1,951,263	2,745,437	3,774,016
経常利益又は 経常損失() (千円)	264,728	130,134	203,648	160,073	435,569
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失() (千円)	156,125	91,539	136,449	447,075	253,396
中間包括利益又は 包括利益 (千円)	165,315	106,546	143,270	427,115	246,431
純資産額 (千円)	3,599,831	3,444,578	3,727,734	3,338,032	3,584,463
総資産額 (千円)	9,669,745	9,773,454	9,924,412	9,830,091	10,132,276
1 株当たり純資産額 (A 法) (円)	50,150.90	48,035.51	52,009.58	46,526.99	50,005.07
1 株当たり純資産額 (B 法) (円)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1 株当たり中間(当期) 純利益又は中間(当期) 純損失() (円)	2,174.54	1,276.24	1,903.62	6,228.50	3,533.52
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.23	35.24	37.56	33.96	35.38
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	187,423	561	79,566	386,392	464,369
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	16,343	12,654	11,843	24,030	27,335
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	298,355	39,993	81,479	329,869	40,108
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	456,501	1,000,935	1,278,181	1,054,144	1,451,070
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	482 (54)	574 (47)	600 (44)	498 (52)	603 (43)

(注) 1 1 株当たり純資産額(A 法)については、純資産額を普通株式と優先株式との合計の発行済株式数で除して算定しております。

2 1 株当たり純資産額(B 法)については、純資産額から普通株主に帰属しないと認められる額を控除した額を、普通株式の発行済株式数で除して算定しております。

なお、普通株主に帰属しないと認められる額は、優先株式に対する優先分配相当額であります。

3 潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員数を表示しております。

5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期中	第24期中	第25期中	第23期	第24期
会計期間	自 令和2年 1月1日 至 令和2年 6月30日	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 6月30日	自 令和4年 1月1日 至 令和4年 6月30日	自 令和2年 1月1日 至 令和2年 12月31日	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 12月31日
売上高 (千円)	1,129,298	1,717,247	1,949,311	2,736,298	3,764,424
経常利益又は 経常損失() (千円)	167,904	129,171	153,210	64,662	360,345
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失() (千円)	162,165	109,322	110,672	26,930	263,010
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	72,311	72,311	72,311	72,311	72,311
純資産額 (千円)	3,765,308	4,054,023	4,303,234	3,929,694	4,185,740
総資産額 (千円)	8,284,085	8,853,952	9,095,262	8,856,204	9,203,088
1株当たり純資産額 (A法) (円)	52,444.55	56,521.76	60,025.59	54,761.63	58,380.16
1株当たり純資産額 (B法) (円)	0.00	0.00	107.24	0.00	0.00
1株当たり中間(当期) 純利益又は1株当たり 中間(当期)純損失() (円)	2,258.17	1,523.83	1,543.66	375.10	3,666.77
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.45	45.79	47.31	44.37	45.48
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	196 (40)	242 (37)	252 (40)	197 (39)	260 (41)

(注) 1 1株当たり純資産額(A法)については、純資産額を普通株式と優先株式との合計の発行済株式数で除して算定しております。

2 1株当たり純資産額(B法)については、純資産額から普通株主に帰属しないと認められる額を控除した額を、普通株式の発行済株式数で除して算定しております。

なお、普通株主に帰属しないと認められる額は、優先株式に対する優先分配相当額であります。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員数を表示しております。

5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメントを作成していないため、事業所別の従業員数を示すと次のとおりであります。

令和4年6月30日現在

事業所の名称	従業員数(人)	
平成倶楽部鉢形城コース	115	(―)
レイク相模カントリークラブ	89	(3)
山田ゴルフ倶楽部	95	(1)
南茂原カントリークラブ	126	(34)
万木城カントリークラブ	94	(6)
日立高鈴ゴルフ倶楽部	49	(―)
提出会社(管理部門)	32	(―)
合計	600	(44)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は当中間連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

令和4年6月30日現在

従業員数(人)	252	(40)
---------	-----	------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

現在、当社並びに連結子会社において労働組合は結成されておませんが、労使関係は良好な状態であります。

第 2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変動はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による活動制限が緩和され、景気は持ち直しの動きが見られました。一方で、欧米各国のインフレ懸念に伴う金利の上昇と、それに伴う円安の進行やウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

ゴルフ業界におきましては、年初の「まん延防止等重点措置」実施の影響もあり、厳しい状況が予想されましたが、ゴルフが比較的感染リスクの低いスポーツとして認知されていることで、若年層を中心にゴルフ人気が高まり、来場者数は順調に推移しました。

このような状況の中、当社グループのゴルフ場では、新型コロナウイルス感染症拡大に対応して、お客様及び従業員の安全確保、感染被害防止を考慮した運営を実施するとともに、サービスを中心とした「他コースとの徹底した差別化」及び「顧客ニーズにあった営業企画の提供」に注力致しました。売上高及び利益面につきましては、企業コンペは戻りつつありますが、引き続きコンペパーティーが敬遠されているため、顧客単価全体を押し下げているものの、若年層を中心としたプレーヤーの来場者数増加により、前年同期を大幅に上回りました。

その結果、全6コースの当中間連結会計期間における業績は、来場者数144,142人(前年同期比7.3%増)、売上高1,951百万円(前年同期比13.4%増)、営業利益211百万円(前年同期比52.6%増)、経常利益203百万円(前年同期比56.5%増)、親会社株主に帰属する中間純利益136百万円(前年同期比49.1%増)となりました。

目標とする経営指標等につきましては、当中間連結会計期間においては、来場者数の目標137,711人に対し144,142人の実績(目標達成率104.7%)となっております。

当中間連結会計期間末の資産の部合計は、前連結会計年度末と比較して207百万円減少し、9,924百万円となりました。当中間連結会計期間末の負債の部合計は、前連結会計年度末と比較して351百万円減少し、6,196百万円となりました。一方、当中間連結会計期間末の純資産の部合計は、前連結会計年度末と比較して143百万円増加し、3,727百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、営業収入の増加などにより、前連結会計年度末に比べ172百万円減少し、1,278百万円(前連結会計年度末比11.9%減)となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動により使用した資金は、79百万円(前中間連結会計期間は0百万円の使用)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益208百万円あった一方、法人税等の支払額168百万円、未払金の減少132百万円があったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動により使用した資金は、11百万円(前中間連結会計期間は12百万円の使用)となりました。これは主に有形固定資産取得による支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動により使用した資金は、81百万円(前中間連結会計期間は39百万円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出70百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの実態に即した内容を記載するため、生産、受注及び販売の実績に代えて来場者数並びに売上高を記載しております。なお、当社グループは単一のセグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

a 来場者数

当中間連結会計期間のゴルフ場来場者数を事業所ごとに示すと、次のとおりであります。

事業所の名称	当中間連結会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)		前年同期比 (%)
	営業日数(日)	総来場者数(人)	
万木城カントリークラブ	177	31,778	106.5
日立高鈴ゴルフ倶楽部	169	16,512	110.2
南茂原カントリークラブ	176	24,520	106.7
レイク相模カントリークラブ	175	22,466	108.7
平成倶楽部鉢形城コース	177	26,275	107.9
山田ゴルフ倶楽部	176	22,591	105.0
合計	—	144,142	107.3

b 売上高

当中間連結会計期間におけるゴルフ場営業収入及びその他の収入を事業所ごとに示すと次のとおりであります。

事業所の名称	当中間連結会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)			
	ゴルフ場営業収入 (千円)	前年同期比 (%)	その他収入 (千円)	前年同期比 (%)
万木城カントリークラブ	319,767	116.4	198	97.3
日立高鈴ゴルフ倶楽部	103,096	115.7	27	100.0
南茂原カントリークラブ	327,820	123.1	217	99.1
レイク相模カントリークラブ	328,453	119.5	1,575	259.3
平成倶楽部鉢形城コース	403,407	111.7	1,535	120.8
山田ゴルフ倶楽部	298,228	108.6	97	100.0
その他(注)	—	—	166,839	93.9
合計	1,780,773	115.6	170,490	94.6

(注) その他は、主に年会費及び名義書換料の収入であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において、当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。

当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間連結会計期間末の資産の部合計は、前連結会計年度末と比較して207百万円減少し、9,924百万円となりました。

流動資産は同171百万円減少し1,502百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金の減少によるものです。

固定資産は同36百万円減少し8,422百万円となりました。この主な要因は、建物等の減価償却費の計上によるものです。

当中間連結会計期間末の負債の部合計は、前連結会計年度末と比較して351百万円減少し、6,196百万円となりました。

流動負債は同270百万円減少し1,352百万円となりました。この主な要因は、未払金の減少によるものです。

固定負債は同80百万円減少し4,843百万円となりました。この主な要因は、長期借入金の減少によるものであります。

当中間連結会計期間末の純資産の部合計は、前連結会計年度末と比較して143百万円増加し、3,727百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金の増加によるものであります。

経営成績については、「第2事業の状況 3 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況分析 (1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性について、当社グループの主要な資金需要は、労務費、経費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに当社グループの設備改修等に係る投資であります。これらの資金需要につきましては、自己資金及び借入金により資金調達を行うことを基本方針としております。

なお、キャッシュ・フローの状況の詳細は「第2事業の状況 3 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
優先株式	99,740
計	199,740

(注) 当社定款第 6 条第 2 項に次のとおり規定しております。

当会社の発行する株式の総数は、199,740株とし、このうち、普通株式は100,000株、A 種優先株式は95,000株、B 種優先株式は4,740株とする。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和 4 年 6 月30日)	提出日現在発行数(株) (令和 4 年 9 月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,000	60,000	非上場・非登録	(注) 1 , 2 , 3
A 種優先株式	10,301	10,301	非上場・非登録	(注) 2 , 3 , 4
B 種優先株式	2,010	2,010	非上場・非登録	(注) 2 , 3 , 5
計	72,311	72,311	—	—

(注) 1 当社の普通株式は完全議決権株式であります。

2 当社の普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式については、単元株制度は採用しておりません。

3 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

4 A 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A 種優先株式を有する株主に対し A 種優先株式 1 株につき400,000円までは普通株式を有する株主に先立ち優先して分配を行う。

A 種優先株式の株主は、前記の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(2) 議決権

A 種優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。

(3) 新株引受権等

A 種優先株式の株主は、当社が株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権を有しない。

(4) 会社法第322条第 2 項に規定する定款の定め

当社の A 種優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しないこと及び新株引受権等を有しないことを定款で定めてあることから、新たに A 種優先株式を募集する場合において、既発行の A 種優先株式の株主を構成員とする種類株主総会は開催いたしません。

(5) 議決権を有しないこととしている理由

当社が経営するゴルフ場の正会員となるために、所有することを要件としている株式であるためであります。

5 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株式を有する株主に対しB種優先株式1株につき200,000円までは普通株式を有する株主に先立ち優先して分配を行う。

B種優先株式の株主は、前記の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(2) 議決権

B種優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。

(3) 新株引受権等

B種優先株式の株主は、当社が株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権を有しない。

(4) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

当社のB種優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しないこと及び新株引受権等を有しないことを定款で定めてあることから、新たにB種優先株式を募集する場合において、既発行のB種優先株式の株主を構成員とする種類株主総会は開催いたしません。

(5) 議決権を有しないこととしている理由

当社が経営するゴルフ場の平日会員となるために、所有することを要件としている株式であるためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和4年1月1日～ 令和4年6月30日	—	72,311	—	100,000	—	2,529,000

(5) 【大株主の状況】

令和4年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)ネオ二十一	東京都港区新橋 2—9—1	60,206	83.98
(株)グリーンリンクス	東京都中央区銀座 8—8—7	239	0.33
(株)リバイブ	東京都中央区銀座 7—6—19	127	0.18
(株)青葉	東京都中央区銀座 7—6—19	94	0.13
前田建設工業(株)	東京都千代田区富士見 2—10—2	89	0.12
(株)山田地建	東京都中央区銀座 8—8—7	52	0.07
岸田 誠	埼玉県さいたま市岩槻区	36	0.05
(有)ハルソフト	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 - 5 - 15 - 502	33	0.05
(株)リアル・サポート	東京都港区新橋 2—8—14	29	0.04
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	25	0.03
計	—	60,930	84.99

(注) 上記の他に、当社所有の自己株式621株があります。

なお、所有株式に係る議決権の個数は、以下のとおりであります。

令和4年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合(%)
(株)ネオ二十一	東京都港区新橋 2—9—1	60,000	100.00
計	—	60,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 10,301 B種優先株式 2,010	—	各種類の株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等発行済株式」(注)に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,000	60,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	72,311	—	—
総株主の議決権	—	60,000	—

(注) 無議決権株式のうち、A種優先株式507株、B種優先株式114株は自己株式であります。

【自己株式等】

令和4年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第 5 【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和4年1月1日から令和4年6月30日まで)及び中間会計期間(令和4年1月1日から令和4年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、東日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 1,451,348	1,278,181
受取手形及び売掛金	167,379	136,634
営業未収入金	6,104	6,639
棚卸資産	22,970	22,205
その他	25,506	58,609
流動資産合計	1,673,309	1,502,270
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2 1,290,065	2 1,253,346
コース勘定	2 3,027,488	2 3,027,488
土地	2 2,135,657	2 2,135,657
リース資産（純額）	59,025	55,946
その他（純額）	2 404,880	2 401,020
有形固定資産合計	1 6,917,117	1 6,873,458
無形固定資産	8,183	8,033
投資その他の資産		
関係会社ゴルフ会員権	1,404,315	1,404,315
長期貸付金	103,575	103,575
長期未収入金	244,702	244,702
その他	125,350	132,334
貸倒引当金	344,277	344,277
投資その他の資産合計	1,533,665	1,540,649
固定資産合計	8,458,966	8,422,141
資産合計	10,132,276	9,924,412

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和4年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,448	56,669
1年内返済予定の長期借入金	² 123,250	² 126,000
リース債務	21,155	21,279
未払金	790,371	666,310
未払法人税等	168,416	71,848
賞与引当金	7,067	8,630
その他	416,105	402,128
流動負債合計	1,623,815	1,352,867
固定負債		
長期借入金	² 3,000,250	² 2,927,000
リース債務	49,945	43,575
退職給付に係る負債	150,775	151,014
会員預り金	1,194,600	1,185,674
長期未払金	528,426	536,546
固定負債合計	4,923,997	4,843,810
負債合計	6,547,812	6,196,677
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	3,920,928	3,920,928
利益剰余金	436,984	300,534
自己株式	5,942	5,942
株主資本合計	3,578,001	3,714,451
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,462	13,283
その他の包括利益累計額合計	6,462	13,283
純資産合計	3,584,463	3,727,734
負債純資産合計	10,132,276	9,924,412

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)
売上高	1,720,842	1,951,263
売上原価	1,430,629	1,592,108
売上総利益	290,212	359,155
販売費及び一般管理費		
給料	70,607	74,130
賞与引当金繰入額	1,627	2,013
支払報酬	15,435	14,336
賃借料	15,111	14,877
その他	48,844	42,323
販売費及び一般管理費合計	151,626	147,680
営業利益	138,586	211,474
営業外収益		
受取利息及び配当金	780	926
受取保険金	1,350	-
販売奨励金	-	1,999
助成金収入	-	1,150
その他	2,066	1,668
営業外収益合計	4,196	5,743
営業外費用		
支払利息	12,396	12,527
その他	251	1,042
営業外費用合計	12,647	13,569
経常利益	130,134	203,648
特別利益		
債務免除益	-	4,650
助成金収入	700	-
特別利益合計	700	4,650
特別損失		
固定資産除却損	1 7	1 0
特別損失合計	7	0
税金等調整前中間純利益	130,827	208,298
法人税、住民税及び事業税	39,287	71,848
中間純利益	91,539	136,449
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	91,539	136,449

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)
中間純利益	91,539	136,449
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,006	6,821
その他の包括利益合計	15,006	6,821
中間包括利益	106,546	143,270
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	106,546	143,270
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	100,000	3,920,928	690,380	5,942	3,324,605	13,426	13,426	3,338,032
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			91,539		91,539			91,539
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						15,006	15,006	15,006
当中間期変動額合計	-	-	91,539	-	91,539	15,006	15,006	106,546
当中間期末残高	100,000	3,920,928	598,840	5,942	3,416,145	28,432	28,432	3,444,578

当中間連結会計期間(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	100,000	3,920,928	436,984	5,942	3,578,001	6,462	6,462	3,584,463
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			136,449		136,449			136,449
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						6,821	6,821	6,821
当中間期変動額合計	-	-	136,449	-	136,449	6,821	6,821	143,270
当中間期末残高	100,000	3,920,928	300,534	5,942	3,714,451	13,283	13,283	3,727,734

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	130,827	208,298
減価償却費	70,462	68,229
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	1,206	238
賞与引当金の増減額 (は減少)	2,646	1,562
貸倒引当金の増減額 (は減少)	378	-
受取利息及び受取配当金	780	926
支払利息	12,396	12,527
債務免除益	-	4,650
受取保険金	1,350	-
助成金収入	700	1,150
固定資産除却損	7	0
売上債権の増減額 (は増加)	2,254	4,971
仕入債務の増減額 (は減少)	16,408	40,779
未払金の増減額 (は減少)	46,101	132,206
未払消費税等の増減額 (は減少)	95,532	340
会員預り金の増減額 (は減少)	120	1,790
その他	15,768	5,285
小計	35,740	99,439
利息及び配当金の受取額	664	788
保険金の受取額	1,350	-
助成金の受取額	700	1,150
利息の支払額	2,086	12,527
法人税等の支払額	36,929	168,416
営業活動によるキャッシュ・フロー	561	79,566
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	12,654	11,680
差入保証金の差入による支出	-	163
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,654	11,843
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,000	-
長期借入金の返済による支出	70,000	70,500
リース債務の返済による支出	9,993	10,979
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,993	81,479
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	53,209	172,888
現金及び現金同等物の期首残高	1,054,144	1,451,070
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 1,000,935	¹ 1,278,181

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 8社

(株)二十一世紀新社

日本デベロ(株)

(株)五幸開発

(株)三友開発

(株)平成倶楽部

(株)レイク相模カントリークラブ

(株)山田ゴルフ倶楽部

日本浩観興業(株)

2 . 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

(株)山田地建

3 . 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4 . 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(a) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

棚卸資産

(a) 商品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(b) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

営業収入等

顧客へのゴルフ場利用等に係るサービスの対価については、顧客から受け取るグリーンフィ等の総額をサービス利用時に収益として認識し、また、ゴルフ用品や飲料などの販売による対価については、当該商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

名義書換手数料

名義書換手数料については、名義書換等により会員資格を付与するものであり、入金後名義書換等の手続完了時に収益として認識しております。

年会費収入

年会費収入については、当該年会費に対応した期間にわたり収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当中間連結会計期間の損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(中間連結貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和 3 年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和 4 年 6 月30日)
有形固定資産	9,480,448千円	9,529,720千円

* 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和 3 年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和 4 年 6 月30日)
建物及び構築物	821,149千円	810,876千円
コース勘定	3,027,488千円	3,027,488千円
土地	2,134,616千円	2,134,616千円
その他	321,201千円	321,201千円
計	6,304,456千円	6,294,183千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和 3 年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和 4 年 6 月30日)
長期借入金（注）	2,793,500千円	2,723,500千円

（注）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

* 3 会員預り金の返還請求者からの差押及びこれに関連して供託している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和 3 年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和 4 年 6 月30日)
預金	278千円	- 千円

(中間連結損益計算書関係)

* 1 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月30日)
工具器具備品	7千円	- 千円
車両運搬具	- 千円	0千円
計	7千円	0千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60,000	—	—	60,000
A種優先株式	10,301	—	—	10,301
B種優先株式	2,010	—	—	2,010
合計	72,311	—	—	72,311
自己株式				
A種優先株式	470	29	—	499
B種優先株式	97	6	—	103
合計	567	35	—	602

(注) A種優先株式の自己株式の株式数には、持分法適用関連会社が保有する自己株式(当社株式)の当社帰属分(当中間連結会計期間末16株)が含まれております。

(変動事由の概要)

自己株式の増加は、無償取得による増加35株(A種優先株式29株及びB種優先株式6株)であります。

当中間連結会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60,000	—	—	60,000
A種優先株式	10,301	—	—	10,301
B種優先株式	2,010	—	—	2,010
合計	72,311	—	—	72,311
自己株式				
A種優先株式	518	5	—	523
B種優先株式	111	3	—	114
合計	629	8	—	637

(注) A種優先株式の自己株式の株式数には、持分法適用関連会社が保有する自己株式(当社株式)の当社帰属分(当中間連結会計期間末16株)が含まれております。

(変動事由の概要)

自己株式の増加は、無償取得による増加8株(A種優先株式5株及びB種優先株式3株)であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

* 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
現金及び預金勘定	1,001,141千円	1,278,181千円
拘束されている預金	205千円	- 千円
現金及び現金同等物	1,000,935千円	1,278,181千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

ゴルフ場におけるコース整備機械であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

ゴルフ場におけるコース整備機械等であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(令和3年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(3)	66,056	66,056	—
(2) 長期貸付金	103,575		
長期未収入金	244,702		
貸倒引当金(4)	344,277		
	4,000	4,000	—
資産計	70,056	70,056	—
(1) 長期借入金(5)	3,123,500	3,132,888	9,388
負債計	3,123,500	3,132,888	9,388

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「受取手形及び売掛金」、「営業未収入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 「(1)投資有価証券」には、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、「関係会社ゴルフ会員権」は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
投資有価証券(非上場株式)	137
関係会社ゴルフ会員権	1,404,315

- (4) 「長期貸付金」及び「長期未収入金」については、貸倒引当金を控除しております。なお、控除後の残高は「長期貸付金」であります。
- (5) 「長期借入金」には、「1年内返済予定の長期借入金」を含めて表示しております。
- (6) 「会員預り金」については、会員の退会に応じて返還されるものであるため、短期間で返還する場合と同様に時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(令和4年6月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(3)	72,877	72,877	—
(2) 長期貸付金	103,575		
長期未収入金	244,702		
貸倒引当金(4)	344,277		
	4,000	4,005	5
資産計	76,877	76,882	5
(1) 長期借入金(5)	3,053,000	3,082,336	29,336
(2) 長期未払金	536,546	536,420	125
負債計	3,589,546	3,618,757	29,210

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「受取手形及び売掛金」、「営業未収入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 「(1)投資有価証券」には、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、「関係会社ゴルフ会員権」は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間(千円)
投資有価証券(非上場株式)	137
関係会社ゴルフ会員権	1,404,315

- (4) 「長期貸付金」及び「長期未収入金」については、貸倒引当金を控除しております。なお、控除後の残高は「長期貸付金」であります。
- (5) 「長期借入金」には、「1年内返済予定の長期借入金」を含めて表示しております。
- (6) 「会員預り金」については、会員の退会に応じて返還されるものであるため、短期間で返還する場合と同様に時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間(令和4年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	72,877	-	-	72,877
資産計	72,877	-	-	72,877

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間(令和4年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金		4,005		4,005
資産計	-	4,005	-	4,005
長期借入金		3,082,336		3,082,336
長期未払金		536,420		536,420
負債計	-	3,618,757	-	3,618,757

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに基づいた利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(令和3年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	66,056	59,594	6,462
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	66,056	59,594	6,462
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		66,056	59,594	6,462

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額137千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(令和4年6月30日)

区分	種類	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	72,877	59,594	13,283
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	72,877	59,594	13,283
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		72,877	59,594	13,283

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額137千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1. 当社グループのゴルフ場土地賃貸借契約の一部には、原状回復義務の条項が付帯されておりますが、当社グループは、ゴルフ場事業から撤退する計画がないため、当該契約を自動更新契約としております。

また、当該契約対象の土地は、ゴルフ場以外の利用が困難であることから、契約解除となる蓋然性が極めて低いと考えております。

従って、当該契約の継続期間を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

2. 当社の本社オフィスの不動産賃貸借契約には、原状回復義務の条項が付帯されておりますが、当社は将来本社を移転する計画がないため、当該契約を自動更新契約としております。

従って、当該資産の使用期間が明確でなく、当該契約に基づく資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

	当中間連結会計期間（千円）
営業収入	1,671,942
名義書換手数料	50,550
年会費収入	118,711
商品売上高	108,830
その他収入	1,229
顧客との契約から生じる収益	1,951,263
外部顧客への売上高	1,951,263

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当中間連結会計期間（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	173,483
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	143,273
契約負債（期首残高）	162,659
契約負債（期末残高）	127,497

契約負債は、主として年会費に係る前受収益であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、162,659千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客と

の契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ゴルフ場の経営及びこれに付帯する事業を営む単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載していません。

当中間連結会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (令和 3 年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和 4 年 6 月30日)
(1) 1 株当たり純資産額 (A 法)	50,005円07銭	52,009円58銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	3,584,463	3,727,734
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,584,463	3,727,734
期末の普通株式数(普通株式と同等の株式を含む) (株)	71,682	71,674
期末の普通株式数(株)	60,000	60,000
期末の優先株式数(株)	11,682	11,674
(2) 1 株当たり純資産額 (B 法)	0円00銭	0円00銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	3,584,463	3,727,734
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,584,463	3,727,734
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	0	0
期末の普通株式数(株)	60,000	60,000
(3) 1 株当たり優先分配相当額		
A 種優先株式	327,574円74銭	342,455円97銭
B 種優先株式	200,000円00銭	200,000円00銭

(注) 1. 1 株当たり純資産額 (A 法)については、純資産額を普通株式と優先株式の発行済株式数の合計で除して算出しております。

2. 1 株当たり純資産額 (B 法)については、純資産額から普通株主に帰属しないと認められる額を控除した額を、普通株式の発行済株式数で除して算出しております。

なお、普通株主に帰属しないと認められる額は、「(3) 1 株当たり優先分配相当額」をご参照下さい。

項目	前中間連結会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月30日)
(4) 1 株当たり中間純利益	1,276円24銭	1,903円62銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	91,539	136,449
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	91,539	136,449
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の 期中平均株式数(株)	71,726	71,679
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	60,000
優先株式の期中平均株式数(株)	11,726	11,679

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	886,912	839,507
売掛金	64,263	50,276
営業未収入金	4,000	4,398
棚卸資産	8,328	8,419
関係会社短期貸付金	2,975,063	2,939,669
未収入金	6,528	1,444
関係会社未収入金	1,495,261	1,496,502
その他	14,489	5,494
貸倒引当金	1,931,110	1,939,563
流動資産合計	3,523,735	3,406,148
固定資産		
有形固定資産		
リース資産（純額）	57,412	54,684
その他（純額）	¹ 73,073	¹ 78,637
有形固定資産合計	130,486	133,322
無形固定資産	550	490
投資その他の資産		
投資有価証券	66,056	72,877
関係会社ゴルフ会員権	5,296,619	5,296,619
長期貸付金	103,575	103,575
長期未収入金	194,622	194,622
その他	181,642	181,805
貸倒引当金	294,197	294,197
投資その他の資産合計	5,548,317	5,555,301
固定資産合計	5,679,353	5,689,113
資産合計	9,203,088	9,095,262

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,187	25,472
1年内返済予定の長期借入金	¹ 120,000	¹ 120,000
リース債務	16,860	18,405
未払金	349,821	254,284
関係会社未払金	920,471	968,953
未払法人税等	97,435	42,537
賞与引当金	3,603	4,424
その他	² 283,916	² 258,471
流動負債合計	1,834,296	1,692,550
固定負債		
長期借入金	¹ 2,673,500	¹ 2,603,500
リース債務	46,005	40,441
退職給付引当金	73,746	73,374
債務保証損失引当金	362,487	344,759
長期未払金	27,313	37,403
固定負債合計	3,183,052	3,099,477
負債合計	5,017,348	4,792,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	2,529,000	2,529,000
その他資本剰余金	1,391,928	1,391,928
資本剰余金合計	3,920,928	3,920,928
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	158,349	269,022
利益剰余金合計	158,349	269,022
株主資本合計	4,179,278	4,289,951
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,462	13,283
評価・換算差額等合計	6,462	13,283
純資産合計	4,185,740	4,303,234
負債純資産合計	9,203,088	9,095,262

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)
売上高	1,717,247	1,949,311
売上原価	1,433,613	1,646,969
売上総利益	283,634	302,342
販売費及び一般管理費	151,159	147,218
営業利益	132,474	155,123
営業外収益		
受取利息	36	37
受取配当金	718	861
債務保証損失引当金戻入額	40,061	17,727
関係会社賃貸収入	3,506	-
その他	1,348	1,992
営業外収益合計	45,670	20,619
営業外費用		
支払利息	12,760	13,254
貸倒引当金繰入額	36,103	8,452
その他	110	825
営業外費用合計	48,973	22,532
経常利益	129,171	153,210
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前中間純利益	129,171	153,210
法人税、住民税及び事業税	19,848	42,537
中間純利益	109,322	110,672

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	2,529,000	1,391,928	3,920,928	104,660	104,660	3,916,268
当中間期変動額							
中間純利益					109,322	109,322	109,322
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	109,322	109,322	109,322
当中間期末残高	100,000	2,529,000	1,391,928	3,920,928	4,661	4,661	4,025,590

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13,426	13,426	3,929,694
当中間期変動額			
中間純利益			109,322
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	15,006	15,006	15,006
当中間期変動額合計	15,006	15,006	124,328
当中間期末残高	28,432	28,432	4,054,023

当中間会計期間(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	2,529,000	1,391,928	3,920,928	158,349	158,349	4,179,278
当中間期変動額							
中間純利益					110,672	110,672	110,672
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	110,672	110,672	110,672
当中間期末残高	100,000	2,529,000	1,391,928	3,920,928	269,022	269,022	4,289,951

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,462	6,462	4,185,740
当中間期変動額			
中間純利益			110,672
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	6,821	6,821	6,821
当中間期変動額合計	6,821	6,821	117,493
当中間期末残高	13,283	13,283	4,303,234

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産

商品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 営業収入等

顧客へのゴルフ場利用等に係るサービスの対価については、顧客から受け取るグリーンフィ等の総額をサービス利用時に収益として認識し、また、ゴルフ用品や飲料などの販売による対価については、当該商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 名義書換手数料

名義書換手数料については、名義書換等により会員資格を付与するものであり、入金後名義書換等の手続完了時に収益として認識しております。

(3) 年会費収入

年会費収入については、当該年会費に対応した期間にわたり収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

* 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和 3 年12月31日)	当中間会計期間 (令和 4 年 6 月30日)
有形固定資産 その他	20,493千円	20,064千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和 3 年12月31日)	当中間会計期間 (令和 4 年 6 月30日)
長期借入金	2,793,500千円	2,723,500千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

* 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月30日)
有形固定資産	10,232千円	11,265千円
無形固定資産	- 千円	60千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等である子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度(令和 3 年12月31日)	当中間会計期間(令和 4 年 6 月30日)
子会社株式	125,000	125,000
関連会社株式	-	-
計	125,000	125,000

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第24期)(自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年12月31日)令和 4 年 3 月31日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和 4 年 9 月 30 日

株式会社山田クラブ 2 1

取締役会 御中

東日本監査法人
東京都千代田区代表社員
業務執行社員

公認会計士 篠 原 重 男

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山田クラブ 2 1 の令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山田クラブ 2 1 及び連結子会社の令和 4 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年９月30日

株式会社山田クラブ２１

取締役会 御中

東日本監査法人
東京都千代田区代表社員
業務執行社員

公認会計士 篠 原 重 男

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山田クラブ２１の令和４年１月１日から令和４年12月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（令和４年１月１日から令和４年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山田クラブ２１の令和４年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和４年１月１日から令和４年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。